

令和 6 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

再評価予備的検討資料作成業務

現 場 説 明 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

1. 一般事項は別紙のとおり。

2. 本業務の業務費の構成は「設計業務の価格積算基準の制定について」（平成5年3月25日付け5構改D第157号構造改善局長通知）によるものとする。

3. 本業務の作業歩掛は以下のとおり想定しているが、本歩掛は見積りの参考に示すもので、協議の対象とするものではない。

なお、作業項目毎の歩掛の実態について、業務完了後に監督職員に報告するものとする。

(1) 作業歩掛

単位：人

作業項目	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
1. 貸与資料の検討		1.0	2.0	1.0		
2. 農業情勢等調書の作成						
2-1. 社会経済情勢の変化						
(1) 産業別就業人口の動向			0.5	1.0		1.0
(2) 地域経済の動向		0.5	1.0	1.0		1.0
(3) 農業の動向		1.0	2.0	2.0	2.0	3.0
(4) 経済耕地面積規模別農家数 及び耕地の分散状況		1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
(5) 認定農業者の推移			0.5	1.0		2.0
(6) 法人化の協業経営及び組織形 態別集落営農数の推移			1.0	1.0		2.0
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化						
(1) 営農計画		1.0	1.0	2.0	3.0	2.0
(2) 農業振興計画の見直し状況		1.0	2.0	3.0	2.0	
(3) 農産物の動向		1.0	2.0	3.0	2.0	1.0
3. その他の資料整理						
(1) 農業振興の必要性		1.0	2.0	2.0	1.0	
(2) 事業評価の妥当性		1.0	2.0	1.0	1.0	
(3) 事業継続の必要性		1.0	1.0	2.0	1.0	
4. 環境との調和への配慮の整理		1.0	2.0	2.0	2.0	
5. 予備的検討資料の作成		3.0	5.0	5.0	6.0	6.0
6. 点検取りまとめ		1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
計	0.0	14.5	27.0	30.0	24.0	22.0

(2) 打合せ

ア 打合せ場所は、東北農政局津軽土地改良建設事務所（青森県黒石市追子野木3丁目145番1号）としている。

イ 打合せは1回当たり0.5日とし、組み合わせは以下のとおり考えている。

回数	職種	備考
初回	主任技師、技師 A	
中間（2回）	技師 A、技師 B	

回 数	職 種	備考
最終回	主任技師、技師 A	

ウ 打合せの積算基地は「仙台市」で滞在とし、移動方法はライトバンによる高速道路利用（運転時間 8 時間）で考えている。

また、このほか、宿泊費（1 泊）及び日当（1 日当たり 0.5 日分×2 日）と移動にかかる基準日額（1 日）を計上している。

4. 業務の成果

ア 電子成果品費

電子成果品作成費の工種区分は、実施設計以外で計上している。

イ 業務報告書作成費

業務報告書作成費については、次のとおり計上している。

報告書部数	規格区分	枚数区分	ファイル規格	備考
1 部	A－4	500 枚	5 cm	

5. 被災者の就業機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙

○ 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行弘前代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局津軽土地改良建設事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 吹谷 敬博」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申しこむこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

（３）その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。